

# 議 事 録

## 第 16 期名護市農業委員会 第 1 回 総 会

平成 29 年 10 月 2 日 (月)

## 名護市農業委員会 第1回総会

開催日時 平成29年10月2日(月)午後2時30分～

開催場所 名護市役所 別館3階会議室(第1・第2・第3会議室)

出席委員

1番	岸本 信子	2番	長山 正敏	3番	前川 好男
4番	宮城 政喜	5番	比嘉 清隆	6番	具志堅 安盛
7番	野原 朝行	8番	名城 政幸	9番	比嘉 晴
10番	金城 達文	11番	川上 達也	12番	大城 正信

欠席者 なし

議事録署名人 1番 岸本 信子 2番 長山 正敏

書記 名護市農業委員会事務局 係長 比嘉 洋

1. 開 会
2. 臨時議長の選任について
3. 会長の互選について
4. 会長職務代理の互選について
5. 総会の議席について
6. 議 事
  - ・議案 第1号 農地利用最適化推進委員の選任について
7. 閉 会

事務局 本日は農業委員の選任方法が選挙制から公募制に変わり最初の総会ですので、「農業委員会等に関する法律第 27 条の規定」により、市長が招集しております。なお、本日の出席委員は 12 名です。定足数に達しましたので会議は成立しております。ただいまより平成 29 年度名護市農業委員会第 1 回総会を開会いたします。

まずはじめに、臨時議長の選任については地方自治法 107 条に準じて年長の委員を充てるということになっておりますので、前川委員にお願いしたいと思っております。前川委員、よろしくお願ひします。

臨時議長 (3 番) 司会の方からありましたとおり、最高年齢者が議長となるようですので、私が臨時議長を務めさせていただきます。

では、会長の互選についてですが、どのような方法で互選するか。ご意見ございませんか。

委員 新たに農地利用最適化推進委員を委嘱するなど、これまでとは違う新体制となるため、名城前会長に継続して就任してもらい、農業委員や推進委員をまとめていってほしいので推薦します。

臨時議長 (3 番) ただいま委員から、名城前会長を推薦するとのことのご意見がございますが、皆さんいかがでしょうか。

委員 異議なし。

臨時議長 (3 番) 異議なしとのことですので、名城委員を新会長といたします。

事務局 前川委員、ありがとうございました。名城会長におきましては、沖縄県農業会議の会議員及び北部地区農業委員会会長会の会長へ就任をしていただきますので、皆様にもご報告をしておきます。

ここからは、名城会長が議長となり、進行していただきたいと思っております。名城会長、よろしくお願ひいたします。

議長 (8 番) では、会を進めていきます。会長職務代理の互選について。職務代理については、会長の私に一任していただいてもよろしいでしょうか。

委員 異議なし。

議長 (8 番) 異議なしとのことですので、私の方から 2 名を指名いたします。

まず 1 人目は、川上達也委員。川上委員は、前職務代理者でこれまでの経験と長年、私とともに農業委員会の中心的な役割を担っており、適任者であると考えます。

2 人目は、岸本信子委員。信子委員は、名護市で唯一の女性農業委員であり、農業委員としての経験を重ねながら、今後、名護市の中心的な役割を担ってほしいので、川上委員と信子委員の 2 名を指名します。また、代理順位としては、川上委員、次に信子委員としたいと思っておりますが、皆さんいかがでしょうか。

委員 異議なし。

議長（８番） 異議なしとのことでありますので、川上達也委員、岸本信子委員を職務代理人とします。

議長（８番） 次に総会の議席について、事務局説明願います。

事務局 議席につきましては、名護市農業委員会会議規則第 10 条にて、委員の議席は、委員任命後、最初の会議においてクジでこれを定めとなっておりますので、クジを引いていただき、議席を決定したいと思います。なお、本日は、仮議席のまま行いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

議長（８番） 議席番号を読み上げ ※1 ページ記載のとおり。

議長（８番） 議席番号は、ただいま事務局が読み上げたとおりでよろしいでしょうか。

委員 異議なし。

議長（８番） 異議なしとのことでありますので、議席番号は決定いたしました。

議長（８番） 議案第 1 号 農地利用最適化推進委員の選任について、事務局説明願います。

事務局 推進委員の選任にあたっては、まず、評価基準を定めたいと思いますので、資料 1 をご覧ください。

基本的な評価方法は、農業委員の選考基準に基づくものです。募集要項に示した必要書類に不備がなく、また、応募資格をすべて満たした者を下記のとおり、客観的な事実に基づく点数制により評価する。なお、項目ごとに、2 つ以上に該当する場合は、高い方の点数とします。

基準 1：農業委員は、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項、その他の農業委員会の所掌に属する事項に関してその職務を適切に行うことができる者とするが、推進委員には、その要件は無い。しかし、これまで、選挙や関連団体からの推薦など、地域からの信頼を得て農業委員として活動された経験や実績を考慮します。

基準 2：農業委員は、その過半数を認定農業者等としなければならないが、推進委員には、その要件は無い。

しかし、地域農業の中心的な役割を果たしている者として考慮する。

基準 3：推進委員の評価に当たり、候補者の年齢、性別等に著しい偏りが生じないように努めるものとするが、名護市農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱に関する規則で定められているため、考慮する。

基準 4：その他として、地域農業に精通されており、地域等からの推薦を受けた者を考慮します。

なお、基準 1 から 4 以外にも、考慮しなければならないことは、地域バランスの確保です。そのため、定数 13 人を農家戸数、農地面積による按分により、地域ごとに人数を確保します。

また、同評価基準により採点した結果、点数が同点で地域性を考慮しても、選考が困難な場合については、

1. まずは、基準2の点数を比較し、点数が高い者を選考する。【 認定農業者 】
2. 差がつかなかった場合、基準3の点数を比較し、点数が高い者を選考する。【 女性や青年の登用促進 】
3. 差がつかなかった場合、基準1の点数を比較し、点数が高い者を選考する。【 経験・能力 】
4. 差がつかなかった場合、基準4の点数を比較し、点数が高い者を選考する。【 地域からの推薦等 】

以上の結果でも、差がつかなかった場合は、年齢が若い者とする。それでも駄目な場合は、農業委員の経験年数の長い者とする。

なお、それでも選考できない場合においては、総会において多数決により、選考することとする。

以上が、今回推進委員を選考するにあたっての評価基準としたいと考えております。

議長（8番） ただいま、事務局から説明がありました評価基準について質疑はございませんか。

委員 異議なし。

議長（8番） 異議なしとのことですので、事務局、引き続き説明願います。

事務局 先ほどの基準に基づき、評価した結果が資料2のとおりとなります。また、資料3は、委員の予定担当地区一覧となっておりますので、お目通し願います。質疑等はありませんか。

議長（8番） 先ほど決定した評価基準に基づいた結果なので、問題ない。異議なし。

委員 異議なしとのことですので、議案第1号 農地利用最適化推進委員の

議長（8番） 選任については、この13名の委員で決定をします。

以上で本日の議案はすべて審議を終了しました。これもちまして、第1回

議長（8番） 名護市農業委員会総会を閉会します。

上記については、名護市農業委員会会議規則第32条第3項の規定により署名押印する。

名護市農業委員会 議長(会長) 名城 政幸 印

署名委員 岸本 信子 印

署名委員 長山 正敏 印